

議員提出第二十五号議案

「バカンス法」の制定を求める意見書

わが国では、二十年以上も続いた経済の低迷を脱するため、成長分野への投資や人材の移動を加速することにより、企業収益の改善を促し、消費の増とそれによる新たな投資の誘発を図ることを目的とした成長戦略の実施により、ようやく消費と企業業績に回復の兆しが見え始めたところである。

一方、国民はモノの豊かさだけでなく「心の豊かさ」を求めて、ゆとりや安らぎのある生活への指向が顕著となっており、長期休暇の取得を促進するとともに、滞在型余暇活動の推進を図り、国民の心身の健康の増進と新たな雇用の創出を進めていくことが期待されている。これらに対応するため、本県においては、全国に先駆け旅館業法と食品衛生法上の許可使用の緩和を実施し、地域との交流を楽しむ滞在、体験型観光・グリーンツーリズム等の推進に取り組み、農山漁村の活性化や雇用創出に実績をあげてきたところであるが、わが国における休暇の取得形態が盆、正月期間への集中型であることなどから短期滞在が主体であり、本来の機能が果たせていない状況となっている。

国は、ポジティブ・オフ運動や家族の時間づくりプロジェクトを提唱するなどにより、効果的な休暇取得による国民の健康維持や、観光交流人口の拡大を通じた地域活性化に取り組んでおり、今後さらに休暇を取得しやすい職場環境の整備や、子どもの休みの多様化・柔軟化など、休暇に対する国民意識の変革に向けた取組を進めていくためには、欧州におけるバカンス法のような制度の導入が必要である。

よって、国会及び政府におかれては、経済活性化に果たす観光サービス産業の重要性と国民の健康の増進及び農山漁村の活性化への寄与に鑑み、休暇の連続取得や分散取得など休暇制度の充実を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十五年十二月十一日

大分県議会議長 近藤和義

| | |
|--------|-------|
| 衆議院議長 | 伊吹文明殿 |
| 参議院議長 | 山崎正昭殿 |
| 内閣総理大臣 | 安倍晋三殿 |
| 厚生労働大臣 | 田村憲久殿 |
| 国土交通大臣 | 太田昭宏殿 |